

平成28年6月定例会 総務委員会(事前)

平成28年6月6日(月)

[委員会の概要 県民環境部関係]

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(14時47分)

これより、県民環境部関係の調査を行います。

この際、県民環境部関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】(資料①)

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算(第1号)
- 議案第9号 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について
- 報告第2号 平成27年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

- 性暴力被害者支援センターの設置について

田尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料によりまして、6月定例会に提案を予定しております県民環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成28年度一般会計補正予算(案)並びにその他の議案等といたしまして、条例案、平成27年度繰越明許費繰越計算書となっております。

説明資料の1ページをお開きください。

一般会計・歳入歳出予算についてでございます。補正総額につきましては、総括表の一番下の計欄、左から3列目に記載のとおり、1億400万円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、149億7,852万4,000円となります。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

以降、2ページから3ページまでは、各課の補正予算に関する主要事項を記載しております。主なものといたしましては、2ページをお開きください。

県民環境政策課関係でございます。

目名の計画調査費、摘要欄①の大規模災害被災者等支援費では、熊本地震の発生を受け、被災者の県内への受入れや交流事業を支援するため、大規模災害被災者等支援基金を積み増す経費などとして、900万円を計上しております。

3ページを御覧ください。

環境首都課関係でございます。

目名の環境衛生指導費の摘要欄①一般環境対策費として、COP21の歴史的合意を受

け、脱炭素社会に向けた道筋を早期に本格化し、県民総ぐるみの環境教育・学習や普及啓発の充実強化を図るため、「環境首都・新次元とくしま」のプラットフォームとなる拠点を整備する経費として、9,500万円を計上しております。

4ページをお開きください。

その他の議案等につきまして御説明いたします。

はじめに、(1) 条例案についてでございます。今議会におきまして、二つの条例改正案を提出することとしております。

まず、アの徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例については、結婚を支援するための組織が設置されることに伴い、徳島県青少年センターの第二小会議室及びIT学習室について、所要の改正を行う必要があることから、条例を改正するものであります。改正の概要及び施行期日につきましては、記載のとおりでございます。

次に、イの就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例でございます。この条例については、国の基準が改正されたため、認定こども園における職員配置の要件の特例を定めるなどの必要があることから、条例を改正するものであります。改正の概要及び施行期日につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

(2) 平成27年度繰越明許費繰越計算書でございます。去る2月の定例県議会で御承認を頂きました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、左から4列目の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、9,340万円に確定いたしました。その内訳といたしまして、課名と事業名を記載しております。

今議会に提出を予定いたしております案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際1点、報告事項がございます。

性暴力被害者支援センターの設置についてでございます。性暴力の被害者は、心身に深刻なダメージを受けるにもかかわらず、警察へ被害を届け出すことはおろか、誰にも相談できずにいる場合が多く、被害の潜在化が深刻な問題となっているところでございます。

こうした中、被害者が、ちゅうちょせずに必要な相談や緊急時の医療、心身回復のためのカウンセリングなどの支援を受けることができるような体制の整備が急務となっておりましたところ、この度、県下3圏域に設置しております、こども女性相談センターに性暴力被害者に対する相談支援機能と関係機関のコーディネート機能を付加した性暴力被害者支援センターを設置し、本年7月1日に業務を開始することといたしました。

今後は、性暴力被害者支援センターと警察、医療機関など関係機関の連携の下、性暴力被害者の方々が一日も早く穏やかな日々を取り戻せるよう、被害者のニーズに応じた専門的な支援を行ってまいります。

報告事項につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

南委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。  
それでは、質疑をどうぞ。

#### 喜多委員

質問とちょっと外れるんですけど、田尾部長をはじめ、皆、そろいの藍染めの見事な服を着て、さすが環境を大切に作る心意気が出とるんでないかなと思って敬服いたしておるところでございます。これからも、できたら続けてほしいなと思っております。

今、田尾部長から説明いただきました。この環境首都課のところ、一般環境対策費、新たな環境活動連携拠点整備事業ということで、これからの環境活動の新たなプラットフォーム的な拠点としての施設をつくるという説明がありました。具体的な説明をお願いいたします。

#### 藤本環境首都課長

この度、6月補正予算に計上させていただいております新たな環境活動連携拠点の整備事業についてのお尋ねでございます。先ほど部長の方からも概略の説明をさせていただきましたけれども、皆さん御承知のとおり、昨年12月にC O P 21におきまして歴史的な合意がなされたところであり、いわゆる、今世紀後半には実質的に温室効果ガスの排出をゼロにしていこうというような世界的な約束がなされたところでもあります。

また、今年1月には2015年の世界の平均気温が2年連続で過去最高を更新するというような発表もございました。このように、現在、地球温暖化は待ったなしという状況でございますので、それらを受けまして、県といたしましても新たな削減目標とか、新たな、司令塔となる条例などの制定の作業などを進めておるところでございます。更にそのあたりを具現化するためには、新たな司令塔となる拠点づくりが必要というふうに考えまして、この度、現在、用途廃止をされて2年以上がたちます西新浜町にございます旧の交通機動隊事務所、この財産を有効活用するというのも兼ねまして、そちらの方に、県民総ぐるみで脱炭素社会の実現を目指していく拠点づくりを考えているところでございます。

その中では、具体的には先ほども申し上げましたように、地球温暖化は待ったなしということで、そういうような危機感を県民の皆様と共有をしたり、さらには、どういうような行動をすればいいのかという環境学習、教育の拠点となる機能、それから、そのような活動をするためにはどのようなことをすればいいのかというような、活動の支援をするような環境活動の支援機能、さらには、各種の展示スペースを設けたりとか、省エネ機器を展示したりとかいうことによりまして県民への普及啓発の拠点機能、そのあたりを設けまして、県民総ぐるみでの脱炭素社会実現に向けての拠点というふうに整備をしてまいりたいと考えております。

#### 喜多委員

西新浜町の旧の交通機動隊が松茂町の方へ変わって、空き家になって、あそこの所が御存じのとおり、マルナカがあって、このごろ新しいまちづくりというか、道路も広がって、かなり良くなっていますが、中心部の一つに、ぼっかり穴があいたようで、その中で、今後の環境活動の拠点施設ということにさせていただけますことに、本当にうれしいなと思

いますし、どんどん利用してほしいなということを思っております。

改めて言うまでもなく、自然エネルギー協議会の飯泉知事が中心となって、会長として進んでおいて、それに向かって徳島県がリード役としてこれからも活動するためには、その拠点の一つとして、旧交通機動隊跡地が選ばれたことに、本当によかったなという思いがしております。

今年の夏に、川口ダムを中心とした環境学習の場が新たにできるということも聞いておりますし、あそこの場所で何かロボットが入ったり、いろいろと新しいことを試みるということも決定して具体的に動いておりますけれども、7月だったので、あと1か月余り、私もできたら行きたいなと思っております。できたら環境学習だけでなく多くの人に来てもらうためには、川口ダムですのようなイベントを、できたら一回、初めだけでも、こちらの西新浜町の新しい拠点施設に、ずっとでなくても結構ですので、来てもらい、アピールをしてもらって、知ってもらうということがまず初めに大切であろうと思います。

私から言うまでもなく、あそこの場所は駐車場は広いし施設も広いし、もう、何かにつけて言うことなしの施設であろうと思います。あれを有効に使えば、児童・生徒の環境学習にも、何人でも来られるし、小学校一つ入ってもまだ余裕のあるような施設でありますので、是非とも拠点だけでなく、川口ダムから時間があつたらお借りしていただいて、ロボット等の展示というか、一緒に環境が勉強できるような施設にしてほしいなと思っております。いろいろまだ決まっていないかも知れませんが、是非ともお願いしたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

#### 藤本環境首都課長

非常に貴重な御提案をまことにありがとうございます。

確かに、まだちょっと、中身をどうしていくのかというのはこれから議論をするところでございますけれども、やはり、自然エネルギー協議会の会長県でもございますので、自然エネルギーの普及啓発、さらには、水素エネルギーも含めまして、まずは県民の皆様に知っていただくということが非常に大事かと考えておりますので、そのあたりは企業局の方とも連携をとりまして、県民の皆様によりよい方法がとれるのか、どういう方法がとれるのかというのを検討してまいりたいと考えております。

#### 喜多委員

それともう一つは燃料電池というか、水素自動車を公用車として2台、本県も入れております。乗せてもらったら、音はしないし、排ガスはゼロ、あの展示等も含めて、する計画はあるかも知れませんが、是非、要望しておきたいんですが、どうですか。水素充填の施設を見るだけでも、えっ、こんなのが要るのかということも含めて、デモンストレーションでもしていただけたらと思っております。

#### 藤本環境首都課長

再び貴重な提案をありがとうございます。

水素自動車も、今、県の方で公用車として2台入れております。ただ、業務で使うことも多々ございますので、常にといいわけにはまいりませんが、委員からもありまし

たように、いろいろなイベント、環境学習など、非常に多くの機会を設けていこうと思っておりますので、その際には、その取組の一つといたしましてF C Vを展示するとか、又は中にも乗っていただくとかというふうなことで、実感をしていただくというような機会もつくってまいりたいと考えております。

#### 喜多委員

是非ともお願いします。

そしてもう一つ、今、部長からもお話がありました。その他の議案等で条例案の改正ということで、ちょっと長いんですけど、就学前の子供に関する教育、保育等うんぬんとありましたけれども、その中に、認定こども園に関する職員配置の要件の特例を定めることの条例に関しての説明がありました。

出生率も、多少ではありますけれども向上して、本当に徳島県の未来が多少明るくなったような気もいたします。これから、県を挙げてその向上に努めてほしいなということを切に祈っておる一人でございますけれども、多くの成果がそれによってまとまってあらわれるのではなかろうかと思っております。

私も、去年ですけれども、新浜町に新たな認定こども園ができるということで、いろいろと意見を申したり、相談もしたことがあります。今のところ、認定こども園は新浜町の方と南部の認定こども園と、それと四国大学、あとにもあるかもわかりませんが、3園ともすごい人気がよくて、明るくて、子供さんの数もすごく多いということで、皆、3園とも多分、百何十人とかになって、子供の教育にとっては、多くのゼロ歳児から就学前まで、年代も分かれておって、すばらしい施設ができたなということを思っております。

その分、施設の管理者とか先生方の御苦勞という意味では大変ではないかなと思っております。ちょっと目を離したら危険も伴うような中で、多くの保育士さんとか幼稚園の免許を持っている先生方とか、いろいろな人によって、もちろん給食も含めてですけれども、保護者にとって、すごい園だよという話もよく聞きます。これも、できたら広げる計画があると思いますので、その件は御指導していただきたいなと思っておる一人でございます。

そんな中で、待機児童が大分、増えてきているという話も聞きますし、そういう報道もあります。お母さんに勤めに出てほしいということで、待機児童も増えているという話も聞きます。子供が増えてほしいなと切実に思っておる一人でございます。保育園、認定こども園へ行ったら、本当に子供って宝やなという思いがすごくします。かわいいと同時に、御苦勞は大変であろうと思えますけれども、この待機児童というのは、それぞれの市町村が担当して、県は直接ではなかろうかと思えますけれども、その掌握をするのは、やはり県であろうと思えます。県と、そして市町村の大切な課題はいっぱいありますけれども、この待機児童解消ということが、これからの特殊出生率の向上にも、即つながってくる、すごい大切な方策、政策の一つだろうと思っております。

待機児童がどのようになっているのかお尋ねしたいと思えます。

#### 東條子ども・子育て支援室長

喜多委員から待機児童の現状についての御質問を頂きました。まず、国や県の待機児童

の解消に向けた取組について御説明をさせていただきます。

国におきましては、平成25年4月に待機児童解消加速化プランを策定いたしまして、平成27年11月にこのプランの目標を上積みし、現在、平成25年度から平成29年度末までに50万人の受皿を確保することと決定しているところでございます。県といたしましても、子育て家庭の就労と育児の両立を支援する観点から、第2期徳島はぐくみプランにおきまして、待機児童ゼロを目標に掲げまして、市町村と連携しながら保育所での受入数の増大に努めているところでございます。

待機児童の現状についてでございますが、平成27年4月1日時点の待機児童数は、1市3町で合計57名となっております。今なお解消には至っていないところでございます。なお、平成28年4月1日の状況でございますけれども、さきには、地元報道機関による独自調査結果が報道されていたところでございますけれども、県といたしましては、現在、厚生労働省からの照会がなされているところでございまして、市町村からの回答の集計精査中という状況でございます。

#### 喜多委員

まだ、平成28年4月時点では統計ができていないということで、これからの待機児童解消には、やはり人数が基本になると思います。早い機会に発表ができるようお願いしておきたいと思います。

余談になるんだけど、新浜町のときにいろいろと注文をつけて、ガソリンスタンドの横に、通学というか、送迎の車が通っているの、危ないなということをおっしゃってけれども、いろいろと御要望を受けていただいて、別のルートというか、階段ですけども、歩いていけるようなことをつくっていただきまして、安全になり、本当によかったなという思いがしております。せっかく認定こども園ができて、送り迎えの危険性が伴わないようなことが大切であろうと思いますので、今後とも、これからの認定こども園ができるときには、やはり、何においても安全、安心できる認定こども園であってほしいなということ、続いて指導してほしいなと思います。

人数については、また次の機会でお願いしたいなと思います。

#### 山田委員

実はちょっと関連して聞きたいんですけども、マスコミの方で8市町240人、5年で2倍超と書かれていますね。県の方は、最近の待機児童数で言えば、2013年が4月1日で41人、10月1日で170人。2014年が4月1日で41人、10月1日で180人、2015年が4月1日で57人、10月1日で210人というふうに聞いております。

しかし、この240人ということについては、地元のマスコミの皆さんが、書いているわけですけども、いずれにしても、保育所に落ちたというのが大きな社会に問題になっていると。厚生労働省の方と打合せをしているということですけども、これについてはきちっと、少なくとも付託委員会ぐらいまでには出して、我々自身はその数字も見て、対策も検証したりというふうな取組をしないと、いつもこの4月1日の数字が出てくるのは、大分後になってからというふうな状況になってるんですね。こんなスピード感のない対策では全く駄目だというふうに思うんですけども、この点、いかがでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

待機児童の数につきましては、マスコミ報道等もされているところで、県民の皆さんを含めて、非常に関心の高い数字ではございます。現在、私ども、厚生労働省の方からも、公表の在り方等につきましても議論が行われているところで、それも含めてお示ししたいという通知も頂いているところでございまして、それも含めたところを検討してまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

いやいや、だから、それっていつ頃公表するつもりですか。

竹岡県民環境部次長

先ほども、待機児童数の、今年度、4月1日時点の件数でございしますが、現在、市町村の方から報告を頂いて、内容を精査しているところでございます。先ほど喜多委員もおっしゃいましたとおり、少子化対策の中でも待機児童というのは、皆さんの関心の高いところでございます。民間の保育所や、休職中の方や職場復帰に向けての認可の保育所、認定こども園の入所なども希望されている方にとっては、大変関心の高いところでもあるというふうには承知しております。詳細を精査しながら、人数についてはできるだけ早く取りまとめたいと考えております。

山田委員

できるだけ早くって、我々議会は、残念ながら6月を除いたら今度9月になるわね。ということになったら、この数字、待機児童数を把握するというのはまずスタートラインに立つことであって、当然、徳島はぐくみプランの2015年からの分に、出生率も1.8を目指すと書いていますけれども、そのことについての具体的な施策を検討しないといけないというふうな、正にスタートラインのところですね。いつものように秋口にならんとわからんよというふうな格好では、一般的な議論はできますけどね、ということになるので、ここは少し急いでもらわんといかん。少なくとも付託委員会までにはそういう数字を出してほしいというのが、私及び皆さんの共通した思いだと思います。県民の皆さんからも、徳島新聞でこういうふうに出しているのだからという面もあります。もちろん厚生労働省とのやりとりはあると思うんですけれども、その点は、明確に付託委員会までに出したいというふうな答弁になりませんか。

竹岡県民環境部次長

ただいま山田委員の方からも御要望ございましたけども、私どもといたしましては、できるだけ早く報告できるように努力してまいりたいと考えております。

山田委員

竹岡次長とね、言った言わんの世界になるんで。しかし、そういうことを重く受け取ってもらって、付託委員会でもそのことをスタートラインとして議論を進めていくことが、

これは県民の皆さんにとっても、また、担当されている皆さんにとっても非常に前向きなことやと思うんでね、是非ともそういうことでの善処方をお願いして、私の質問を終わります。

古川委員

先ほど、公安委員会でも聞いたんですけども、児童虐待の関係について若干お聞きしたいと思います。一昨日の新聞にも、昨年度の県内の児童相談所に寄せられた相談件数が、過去2番目に多い654件だったという報道がされています。高止まりの背景としては、家計の困窮とか障害児への保護者の理解不足など、様々な要因が絡み合っているということで報道されていましたが、まず、このあたりの高止まり、これを解消していくために、どういったことが大事なのか、また、そのためにどんな取組をしているのかというところをちょっとお聞きしたいんですけども。

東條子ども・子育て支援室長

児童虐待の対応についての御質問でございます。県内3か所のこども女性相談センターで対応いたしました、平成27年度児童虐待相談対応件数につきましては654件ということでございまして、過去最多でした平成26年の710件よりは56件ほど減りましたが、件数は依然として高い水準と認識しているところでございます。

児童虐待の発生要因でございますけれども、核家族の進展に伴う家庭における子育て機能の低下ですとか、都市化に伴う地域社会の希薄化、育児不安、養育上のストレスがたまっていることなどを背景にいたしまして、子供の問題、障がいとか疾患等、あと、養育者自身の抱える問題等、様々な要因が複雑に絡んで発生すると言われておるところでございます。

県といたしましては、これまで、夜間・休日相談対応職員の増員ですとか心理職員の増員によるこども女性相談センターの体制の強化、また、こども女性相談センターへの市町村職員の短期受入れですとか、警察、検察庁との連携会議等による関係機関との連携強化、また、予防的対策といたしまして、助産師による産前・産後の母親相談事業、子育て法や仲間づくり講座の開催などの対策を努めてきたところでございます。

今後におきましても、市町村や関係機関との緊密な連携のもと、子供の安全の確保を最優先に、こども女性相談センターを中心として、迅速かつ的確な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

古川委員

いろいろされているということをお聞きして、それでも高止まりだったということで、これをどうやって解消していくのかなというところについては、ちょっと触れていただけなかったんですけども、それはそれとして、今、こういう事案の、いろいろありました身体的、心理的虐待、またネグレクト等、こういった事案の対応について今の児童相談所が抱えている課題というのはどういうものですか。

東條子ども・子育て支援室長



先ほど、児童虐待の発生要因として様々な要因が絡んでいるということを申し上げました。その中で、さきに、この度、児童福祉法の改正ということも公布されたところでございます。児童福祉法の改正の、今回の中身でございますけれども、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について、発生から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るためということでございまして、市町村や児童相談所の体制の強化ということが言われているところでございます。私どもとしましては、具体的な対応策につきましては、改めて厚生労働省から政省令、通知等が今後出される予定にはなっておるところでございますけれども、こちらの法改正の趣旨に合った体制強化に努めていくことといたしております。

#### 古川委員

先ほど、児童福祉法の改正、今回の国会で児童相談所の体制強化ということで改正されたわけですが、このあたりの体制強化が課題ということでよろしいんですかね。

今回、体制強化ということで具体的に幾つか挙げられていますけど、スーパーバイザーの配置を義務化するということが言われています。同様の指導とか教育を担う児童福祉司ということなんですけども、これはどういった人を想定されているものなんでしょうか。

#### 東條子ども・子育て支援室長

スーパーバイザーにつきましては、これまで児童相談所運営指針の方では、定義が、10年程度経験を有するなど、相当程度の熟練を要している者でなければならないということでございましたけれども、この度の国の通知につきましては、スーパーバイザーの定義が、児童福祉司として大体5年以上勤務した者というような、通知が少し改定されているような状況でございます。この部分につきましては、我々、これから十分研究をいたしまして、いずれにいたしましても、経験豊富な職員をスーパーバイザーとして設置していくということで、体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

#### 古川委員

経験豊富な者を内部から選ぶという発想か、また、内部からでなくてもいいのかなとも思いますけども、そのあたりも研究していただけたらと思います。

また、スーパーバイザーを含めた児童福祉司の研修、これもうたわれています。どうやって実効性のある研修をしていくかという部分はやっぱり一番大事かなと思いますので、このあたり、今の状況ではまだこれから考えていくのかなと思いますけども、最先端の事例とか、そういう講師を招いて、公正な、また、新たに広域連携などを含めた横のつながりを見ながら、しっかりした研修をやっていっていただきたいなと思っておりますけれども、そのあたり、何か考えていらっしゃることはありますか。

#### 東條子ども・子育て支援室長

職員の資質向上といたしましては、これまでも県外での研修機関で実施する、職種別、テーマ別の専門研修に参加するほか、こども女性相談センター所内におきまして伝達研修、DVD等による研修などを適宜行っているところでございます。今後とも、国のそういった改正に向けた動向なども注視しながら、資質向上されますように、研修についても適宜

行っていきたいと考えておるところでございます。

古川委員

スーパーバイザーの、こういった人をお願いするのか、また、どんな研修をしていくのか、こういった部分や、今まで、この改正に向けた国の議論なんかもしっかりと把握をしていただいた上で、しっかり取り組んでいていただきたいなと思います。

あと、児童心理司とか医師とか保健師、弁護士、こういった部分も配置義務がなされるんですけども、現状では、こういう方々は、いるんでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

現状でございますけれども、県のこども女性相談センターにおきましては、現在、保健師がおります。あと、医師、弁護士というところでございますけれども、それぞれの事象に合わせて、危機介入援助チームというのを編成しておりまして、対応困難事例に対しまして、法律、医学、心理等、専門的な助言指導を必要に応じて求めることができる体制となっております。弁護士につきましても、2か月に1回の定例相談、先ほどの危機介入援助チームの活用等によりまして、専門的な助言をいただけるような態勢をとっておるところでございます。

古川委員

わかりました。児童虐待が、ふえている、高止まりであるということで、これにしっかりと取り組んで、こども女性相談センターも体制強化をしっかりとさせていただいて、取り組んでいただきたいなと思っております。

最後に、これの施行日はいつですか。

東條子ども・子育て支援室長

施行日でございますけれども、一部は公布の日が施行日で、一部につきましては10月1日、最終的には平成29年4月1日と、項目によりまして段階的に施行されることになっております。

古川委員

先ほども言いましたけれども、やっぱり、国でどんな議論がなされてこういう形になっていているんかというのを把握させることが大事だと思いますので、そのあたりをしっかりと把握した上で、しっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

岡田委員

1点、先ほど部長の方から性暴力被害者支援センターが設置されるというようなお話が口頭であったんですけども、7月1日よりそれを運営していきますよということなんですけど、非常に繊細といいますか、デリケートといいますか、しかし、まず、犯罪が起こらないことを前提に防止するということが大切なんですけども、不幸にして起こってしまった場合の対応策として、この性暴力被害者支援センターというのが、組織が、いろいろな

機関ができ上がったというのは非常に有り難いニュースだなと思って聞いていたんですけども、実際、この性暴力被害者支援センターができることをどのように告知していったらいいか、被害に遭った方にどのようにアプローチしていこうとされているのか、その方法を教えてください。

#### 露口男女参画・人権課長

岡田委員から、性暴力被害者支援センターの今後の周知等の御質問でございます。

部長から報告させていただきましたとおり、7月1日の開設へ向けまして、中央と南部と西部のこども女性相談センターに、相談の窓口ということで専用ダイヤル、あと、相談員という体制を構築することを考えております。

委員のお話にもありましたが、関係機関との連携体制、これが一番重要であるということで、医療、心理、法的支援、様々な面からの関係機関との連携協議会を先月末には立ち上げたところでございまして、7月1日に向けまして、詳細な詰めを行っているところでございます。

委員がおっしゃいましたように、一番重要なのは広報といえますか、これをどう周知していくかでございますけども、相談窓口ですので、単純に考えれば広く広報すればというところでございますが、ただ、この性暴力被害者支援センターの性質、又は対象とする被害に遭われた方のことを思いますと、誰でも知っている窓口というのでは、ちょっと違うのかなという認識を持っておるところでございまして、具体的な周知に当たりましては、広く一般に広報というような形ではなく、当然、ホームページ等は考えておるんですけども、基本的には必要な人に必要な情報が届くような形が望ましいと考えておるところでございます。

現在もDV相談の窓口、これもこども女性相談センターに設置をしておりますが、これの窓口の周知につきましても、例えば医療機関や商業施設の女性トイレの中にステッカーを貼らせていただくとか、民間支援機関を通じた広報とか、そういう、広く一般ではなく、できるだけ、対象となる方に届きやすいような形をとっておるところでございます。今後、啓発物、広報物もつくっていくようになるんですけど、その配布周知につきましても、DVの例を踏まえまして、きめ細かく、必要な方に届くような形で工夫してまいりたいと考えているところでございます。具体的などはまだこれからというところでございますが、委員の御提案も踏まえまして検討してまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

#### 岡田委員

本当に、泣き寝入りしているというか、被害に遭った方のことを考えると、やはりその方には是非、届くような救いの手というか、救世主となるというか、それとあと、時間の戦いになりますので、被害に遭った方が早く性暴力被害者支援センターを知って、その対応ができるという、その連携、仕組みを是非、強化してもらいたい。それと、やっぱり被害に遭った方に届くというのと、ただこの性暴力被害というのが、実は大人だけじゃなくて子供も対象に含まれるという意味で、どう周知して、徹底させていくかという部分が非常に繊細であって、また難しい部分であると思います。今後とも、まずは県のホームページ

等々で大きく広報される部分もあるかもしれませんが、それと併せて個人にも情報が届くような方法を是非お考えいただくとともに、相談した方の絶対の安心と安全の確保というのが担保できるような、やはり警察との連携等々の部分も、是非、取組に入れていただきたいと思います。これから設置ということですので、また、おって、それぞれの進捗状況等々、あとまた、どのような対応をされていますかとか、ホームページを見ての反応等々も、その後にまた述べたいと思います。今日は事前委員会でございますので、そういう質問をさせていただきました。終わります。

#### 南委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、7月20日から22日までの3日間の日程で、視察を考えておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、さよう決定いたします。

なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。(15時30分)